

○対象事業と助成内容

対象事業	交付要件	助成内容	対象となる事例
町内の店舗などの改装または関連施設の整備をし、営業するもの	対象経費（賃借料以外）の合計額が50万円以上	改装工事費・設備備品購入費・関連施設整備費の合計額の1/2（上限150万円） 土地・店舗・設備備品の年間賃借料の1/2（上限年40万円、3年間）	・新たな事業を行うための空き店舗の改装 ・集客力を向上させるための営業中の店舗内部の改装 ・営業を目的とした一般住宅の店舗への改装
現に営業を行っている店舗などについては対象となる改装を外観に限定していましたが、平成30年度から外観以外の改装も対象となりました。		【農産物の直売を目的】 改装工事費・設備備品購入費・関連施設整備費の合計額の3/4（上限300万円） 土地・店舗・設備備品の年間賃借料の1/2（上限年80万円、3年間）	・来客者の利便性向上のための駐車場整備 ・広告宣伝効果を向上させるための看板の改装
新たな地場産品の開発のための調査、研究、試作など	対象経費の合計額が20万円以上	コンサルティング委託費、原材料費、外注加工費などの合計額の3/4（上限100万円）	・町内産の農産物を使用した加工品の試作 ・町内の事業所で製造された加工品を利用した新たな商品の試作
新たな地場産品の販路拡大のための市場調査など		コンサルティング委託費、旅費などの合計額の3/4（上限100万円）	コンサルタントに依頼して行う市場調査
新たな地場産品の道外での展示会や見本市への出展など	対象経費の合計額が20万円以上で、出展する製品などが開発されてから5年以内のもの	小間料、小間内装飾費、旅費などの合計額の3/4（上限100万円）	道外で行われる物産展への地場産品の出展
生産性・集客力の向上または販売促進のための新たな取り組み	対象経費の合計額が20万円以上 設備備品購入などについては店舗などの新築や改装に伴わないものは対象外でしたが、生産性・集客力の向上を条件に平成30年度から対象となりました。	コンサルティング委託費、小間料、旅費などの合計額の3/4（上限100万円） 設備備品購入費の1/2（上限50万円） 設備備品の年間賃借料の1/2（上限40万円）	・生産・販売拡大のための製造機械の購入 ・売上管理業務の効率化のためのソフトウェアの購入 ・専門家に依頼して行う新たな販売促進方法の調査研究
新たな広告宣伝、商工業イベントの取り組み		コンサルティング委託費、小間料、旅費などの合計額の3/4（上限100万円）	・広告宣伝効果の向上が図られるホームページの作成（専門家に依頼するなど） ・事業者による集客のための新たな観光イベントの実施
新たな観光資源の調査研究			
新たな観光イベント、集客向上の取り組み			
業務に関する知識や技術の習得のための研修	対象経費の合計額が10万円以上で、研修を受ける人が町民であること	研修費、旅費の合計額の1/2（上限1人当たり15万円）	業務に直接関係する知識を修得することができる研修の受講

(注)

- 対象となる事業者は、新十津川町商工会に加入している中小企業者です。
- 助成を希望する場合は、要件、対象経費などについて、事業の実施前に必ずご相談ください。

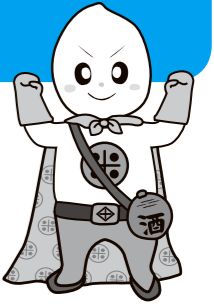
※事業実績

年度	事業内容・件数
平成28年度	事務所新築1件、事務所改装1件・看板改装1件、販売促進などの取り組み1件
平成29年度	事務所改装1件、研修受講1件、地場産品出展1件、地場産品試作1件

■問合せ：産業振興課商工観光グループ ☎76-2134

# 事業者の取り組みを支援します

町では、事業者の皆さんのさまざまな取り組みを支援するため、助成を行っています。ぜひご活用ください。



◆いずれの制度も事業着手前に申請してください。

## 1 企業振興促進制度

町内で企業施設を新たに設置、増設または移設した企業に対し優遇措置を講じます。

### ○対象事業

種類	内容	交付要件
新設	町内における企業施設の新設	投資額1,000万円以上
増設	町内の企業施設の増築または設備投資	投資額 500万円以上
移設	町内の企業施設の町有地への移転	投資額1,000万円以上

### ○助成内容

- 固定資産税の課税を10年間（償却資産は5年間）免除
- 投資額の20%を助成（上限3,000万円、交付上限年間1,000万円）
- 施設設備の賃貸料の20%を3年間助成（上限年間100万円）
- 新規正規雇用者（町民）の年間賃金支払額の5%を3年間助成（上限1人当たり年間25万円、総額年間500万円）
- 町外の新規正規雇用者が町民となった場合、1人当たり年額30万円を最長で3年間助成

※事業実績（過去3年間）

平成27年度：新設1件 平成28年度：新設1件 平成29年度：新設2件

## 2 中小企業者応援制度

商工会に加入している中小企業者に対し助成を行います。

### ○対象事業と助成内容

対象事業	交付要件	助成内容	対象となる事例
町内に店舗など（プレハブを含む。）を新築し、営業を開始したもの	対象経費（賃借料以外）の合計額が100万円以上	新築工事費・設備備品購入費の合計額の1/2（上限200万円） 土地・プレハブ・設備備品の年間賃借料の1/2（上限年50万円、3年間）  【農産物の直売を目的】 新築工事費・設備備品購入費の合計額の3/4（上限400万円） 土地・プレハブ・設備備品の年間賃借料の1/2（上限年100万円、3年間）	・店舗の新築 ・事務所の新築 ・工場の新設 ・農産物の直売所を開設するためのプレハブの新設